

令和 7 年 4 月 1 日  
社会福祉法人慈光会

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人慈光会 行動計画

女性がさらに活躍でき、男女問わずワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 目標と取組内容

目標：社員全員の所定外労働時間を、1人あたり年60時間未満とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年4月～ 各部署において、所定外労働を適切に把握し、原因を分析する
- 令和7年4月～ 社員掲示板において、当該計画の周知を行う
- 令和7年4月～ 各部署において分析した所定外労働の原因を検証や面談を実施し、業務改善・業務効率化を図る